

第23期第39回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年6月5日(金曜日) 13:30~14:05

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第3番	藤田幸正	第11番	近藤美喜男
第4番	岩崎紀生	第12番	小野春雄
第5番	小野義尚	第13番	曾我部英敏
第7番	横井直次	第14番	合田有良
第8番	藤田健太郎	第15番	池田辰夫
第9番	矢野重明	第16番	伊藤慎吾
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 8人

農業委員	第1番	山下元
農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第6番	寺尾俊行
農業委員	第17番	渡邊勝俊
農業委員	第18番	松本勝美
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第10番	眞鍋哲哉
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
事務局 次長	菅 仁 司	農 政 係 長	谷 口 恭 子
主 任	篠 原 清 子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員14人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。今、農繁期真っ盛りで天候の具合もよく、大変お忙しい毎日と思います。そういった中で今日は二十四節気の1つ芒種という日でございます。穀物の種をまくのに今が一番いいということでございまして、今日、12年振りに新居浜市が11月23日の新嘗祭に粟を献上される。献穀粟の播種式だったのですが、その献穀者というのが、松本耕太郎さんでございまして、耕太郎さんの父親も60年前に献穀者に選ばれたということでございます。私も農業委員会としてお招きをいただきまして、献穀の播種式に参加をさせていただいたのですが、ご主人にもいろいろお世話になりましたし、奥様は現役で農業委員として活動していただいております。お父様も以前には農業委員をしていただいたという方でございます。我々に関係する方が献穀者になって、秋に宮中へ献穀する粟を作っ

ていただくということです。皆様と共に松本さんには体に気を付けられて、しっかり農作業に励んでいただきまして、11月の新嘗祭に愛媛県を代表して立派な粟が献穀されるようにお祈りするというございます。皆様と共に取り組んで行きたいと思ひます。

それでは、ただいまから第39回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は「新居浜市の農業施策に関する意見書について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田 健太郎委員と矢野重明委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、伊藤 慎吾委員が関係しておりますので、退室願ひます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田50筆、畑16筆、面積57,013.42平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、71番の(1-1)さんから104番の(1-34)さんの34件でございます。

内訳といたしましては、期間、11カ月が1件、2年10カ月が1件、1年間で1件、3年間で4件、5年間で24件、10年間で3件、利用権の種類は、使用貸借29件、賃貸借5件です。新規設定9件、再設定が25件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

藤田会長

ありがとうございました。以上、71番から104番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

9ページをご覧ください。

議案第2号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定

による農地の賃借権設定で、第3番の1件でございます。
10ページをお開きください。

第3番は、船木、田1筆、面積561㎡、借受人は(2-1)さんです。借受人は現在、2町5反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模の拡大を図るため、申請地を借り入れる目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは人参を予定しています。

なお、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員であります矢野 重明委員から報告をいただきます。矢野委員お願いします。

矢野委員

報告します。今回、新しく耕作する土地は今まで(2-1)さんがこの周辺をほとんど借りて耕作していただいているのですが、その周辺の一つで土地の所有者が高齢者で体調を崩されたということで、今まで几帳面に作ってきたのですが今回(2-1)さんに作ってほしいということで話がまとまったようです。こちらも畑として利用していて管理はよくされており、地域でも特にきれいに管理をされている土地でした。(2-1)さんにも変わっても、今までどおり作付けされていたようにと、両者とお話を伺ったのですが努力しますということでしたので許可していただくようお願いいたします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第2号3番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の賃

貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。11ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第12番から第13番の2件でございます。12ページをお開きください。

第12番は、別子山芋野、畑2筆、面積2,383㎡、譲受人は別子山在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在1町3反の農地を耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、譲渡人が県外在住で耕作が困難となっていた申請地について取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは季節野菜の栽培を予定しております。

第13番は、阿島、田1筆、799㎡、譲受人は市内在住の(3-2)さんです。

譲受人は現在1町1反ほどの農地を耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、許可後は稲作等を予定しております。

以上2件、いずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、12番については事務局から、13番は地元委員であります井下 八郎委員から伺う予定でしたが欠席のため事務局の方からそれぞれ報告をいただきます。まず、藤田事務局長をお願いします。

藤田事務局長

別子山芋野の農地でございますが、5月25日に事務局

の方で現地調査をおこない農地の利用状況等を確認してまいりました。申請地は現在、耕作はしておりませんが、草刈、雑木の伐採等をおこなっておりいつでも耕作ができる状態であります。また、周辺農地に特段の影響がない事を確認してまいりました。許可後は季節野菜、栗等の栽培を予定していると伺っております。以上でございます。

藤田会長

ありがとうございました。次に菅事務局次長お願いします。

菅事務局次長

第13番の阿島の件ですが、5月22日に地元委員である井下委員より報告を受けております。報告内容は、申請地は現在、田畑として耕作しており引き続き田畑として利用される予定であり、調和要件も特に問題なく許可しても支障なしとのご報告を受けております。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第3号12番及び13番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。13ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は21件です。

14ページをお開きください。

83番、角野新田町三丁目、畑2筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、建売住宅(1戸)45.95平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

84番、松神子三丁目、畑2筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

85番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、宅地分譲(4区画)、一体利用地として、山林366.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。15ページをご覧ください。

86番、山田町、畑1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

87番、山田町、畑2筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

88番、中村松木一丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん他1名。内容は、自己住宅137.40平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

16ページをお開きください。

89番、沢津町二丁目、田1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

90番、中村二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、賃貸共同住宅(2棟)347.80平方メートル、一体利用地として、宅地821.87平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

91番、大生院字広坪、田4筆、畑1筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。17ページをご覧ください。

92番、大生院字岸影、田2筆、譲受人は、(4-10)

さん。内容は、自己住宅124.21平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

93番、大生院字岸影、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、貸し事務所42.21平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

94番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(4-12)さん他1名。内容は、自己住宅140.77平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。18ページをお開きください。

95番、東田一丁目、畑2筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

96番、船木字高祖、田2筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、露天資材置場・駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

97番、船木字上原、畑1筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

98番、御蔵町、畑3筆、譲受人は、(4-16)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

99番、船木字道面、田1筆、譲受人は、(4-17)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

100番、船木字道面、田1筆、譲受人は、(4-18)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

101番、萩生字治良丸、田2筆、譲受人は、(4-19)

さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

102番、萩生字旦ノ上、田2筆、譲受人は、(4-20)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

103番、大生院字本村、田1筆、譲受人は、(4-21)さん。内容は、建売住宅(3戸)139.94平方メートル、一体利用地として、宅地210.80平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、21件、83番から103番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料により転用行為が遂行される確実性などが認められることを、事務局よりご報告させていただきます。御審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、83番から103番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員さん。

曾我部委員

20ページ、103番の大生院の農地なのですが、譲受人は個人ですか。建売になっているからできないと思うのですが。

井上主任

個人事業主ですけれども、一軒あたり1,500万円以下のものになりますので、建築業許可がなくてもできるものになります。

曾我部委員

会社事業主ではなくて個人でやっでている。

井上主任

個人事業主で既に西条市の方でも建売住宅を何軒かやっているところと聞いております。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。21ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これもちまして暫時休憩いたします。なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより農政関係の議案の審議に入ります。

それでは、総会資料1ページを御覧ください。議案第1号の「新居浜市農業施策に関する意見書について」を上程いたします。事務局から提案説明をしていただきます。事務局をお願いします。

谷口農政係長

それでは、資料についてご説明いたします。農政関係資料を御覧ください。前回の総会まで発表していただいた意見と5月25日までに個別に御提案いただいた意見をもとに意見書(案)を作成しました。前回の総会以降、変更した部分を赤字にしております。事務の流れとしましては、本日、この意見書について承認をいただき、今後、市長と日程調整を行い、意見書の提出を行いたいと思います。また、提出にあたっては、役員が市長室に出向き提出したいと考えております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。議案第1号「新居浜市農業施策に関する意見書について」只今、提案説明がありましたが、このことについて何か御意見、御質問などございませんか。

御質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「(異議なし)」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第1号「新居浜市農業施策に関する意見書について」を決定とさせていただきます。次に、先ほど事務局から提案がございました意見書を役員が市長室に出向き提出する件につきましては、このようにいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「(異議なし)」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって意見書は、市長と日程の調整ができましたら、役員が市長室に出向き提出することといたします。

以上をもちまして、第39回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員